

国道利第23号
国道環第78号
令和2年11月25日

各地方整備局道路部長 殿
北海道開発局建設部長 殿
沖縄総合事務局開発建設部長 殿

国土交通省道路局 路 政 課 長
環境安全・防災課長

歩行者利便増進道路の指定について

道路法等の一部を改正する法律（令和2年法律第31号）が令和2年5月27日に公布され、同年11月25日から施行された。「道路法等の一部を改正する法律の施行について」（令和2年11月25日付け国道政第51号）において示されたとおり、本改正により、道路管理者による歩行者利便増進道路の指定制度が創設されたところであるが、その取扱いについては、下記のとおりとするので、その対応に遺憾のないようにされたい。

なお、本通知の内容については、都市局まちづくり推進課及び街路交通施設課並びに警察庁交通局交通規制課と調整済みであることを申し添える。

記

第1 歩行者利便増進道路の指定要件（道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第48条の20第1項関係）

道路管理者は、その管理する道路のうち、地域のシンボルロードや駅前通り、観光地へのアクセスルートなど、沿道店舗での買い物・飲食、歩行中の休憩、地域行事への参加・観覧などのために歩行者が快適に滞在・回遊できる空間の整備を図る道路について、以下の要件をいずれも満たす場合に、区間を定めて歩行者利便増進道路として指定することができるものとする。

- 1 道路管理者として、道路区域内に歩行者の滞留のための空間を確保し、その空間内において歩行者の利便の増進に資する施設等の計画的な整備又は誘導を行うことで、歩行者の利便の増進が図られ、快適な生活環境の確保及び地域活

- 性化に資すると判断できること。
- 2 都市機能の配置状況や沿道の利用状況等を勘案して、歩行者の利便の増進に資する適切な区間であると判断できること。
 - 3 歩道等について歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するための十分な有効幅員を確保できること。
 - 4 沿道住民や関係地方公共団体など関係機関との協議等により理解が得られていること。

第2 市町村長への協議（法第48条の20第2項関係）

道路管理者（市町村である道路管理者を除く。）は、歩行者利便増進道路を指定しようとするときは、あらかじめ、指定を予定している区間が存する市町村を統括する市町村長への協議を行うことにより、都市計画等のまちづくりとの整合性、当該市町村による使用の予定等を確認することとする。

なお、歩行者利便増進道路に指定される道路が都道府県により都市計画決定されている場合、当該都道府県に事前に情報提供を図ることとする。

第3 指定の際の都道府県公安委員会への意見聴取（法第95条の2第1項関係）

道路管理者は、歩行者利便増進道路の指定に当たっては、歩行者利便増進道路に指定する区間がわかる資料（平面図、断面図等）、想定される占用物等の配置や利用時間帯を踏まえた歩行者や車両の交通状況に係る資料、現況交通量に係る資料、当該道路の改築に係る資料（当該道路の改築を予定している場合に限る。）等を用い、事前に当該地域を管轄する都道府県公安委員会へ意見聴取を行うものとし、当該指定により道路の改築等や歩行者利便増進施設等に係る道路占用が行われることに伴う道路交通への影響について意見を聴くこととする。

第4 指定の公示（法第48条の20第5項関係）

道路管理者は、歩行者利便増進道路の指定をした場合において、その旨を公示するものとし、別添の歩行者利便増進道路指定公示例により事務所への備付け、ホームページへの掲載その他の方法により、これを行うものとする。公示期間は、原則として、公示の日の翌日から30日間とする。

歩行者利便増進道路の変更又は廃止を行った場合においても同様とする。

第5 改築の際の都道府県公安委員会への意見聴取（法第95条の2第1項関係）

道路管理者は、当該道路の改築を実施する際には、計画平面図、計画断面図、改築により影響が生じる周辺道路の交通量推計及び影響への対応策、交通量推計の結果と既存の交通容量との比較に係る資料、当該道路が歩行者利便増進道路に指定された後に想定される利用時間帯及び形態に係る資料及び運用開始までのスケジュールに係る資料を用い、事前に当該地域を管轄する都道府県公安委員会へ意見聴取

を行うものとし、その内容に伴う道路交通に与える具体的な影響を踏まえ、信号機の運用、交通規制の見直し等の要否等について意見を聴くこととする。

第6 その他

1 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）により、市町村が都市再生整備計画に滞在快適性等向上区域を記載できることとし、当該区域において、官民が連携して交流・滞在空間を形成する取組を位置付けることができることとするほか、当該区域における快適性や魅力の向上を図る取組に対して各種の特例措置等が設けられた。歩行者利便増進道路と滞在快適性等向上区域を併用する場合、両者が整合的に指定されることにより相乗効果の発揮が期待されることから、歩行者利便増進道路を指定する際には、市町村のまちづくり担当者と事前に情報を共有し、必要な調整を図ることが望ましい。

また、同法において新たに設けられた駐車場出入口制限道路の指定にあたり、道路管理者に対して、市町村から事前の情報共有等がなされた場合には、必要な調整を円滑に進め、指定の効果がより高まるよう図られたい。

2 歩行者中心の道路空間の構築においては、そこへ至る移動手段の確保や利用環境の改善が重要であるため、歩行者利便増進道路を指定する際には、市町村等と連携し、公共交通の利用促進について検討することが望ましい。

3 歩行者利便増進道路の改築や当該道路において道路附属物の新設等を実施する際には、高齢者や障害者等にとっても安全で使いやすい道路構造にするため、以下の点に留意すること。

- (1) 利用者特性により多様な意見があることに留意し、幅広い意見聴取等に努めること。
- (2) 歩行者境界について標準型（2cmの段差）と異なる段差を採用する場合は、視覚障害者等への意見聴取を踏まえ判断すること。
- (3) 規格を満たした視覚障害者誘導ブロック等を敷設し、その連続性等に配慮すること。
- (4) ベンチや待合所等は、高齢者や障害者等が使いやすい構造となるよう配慮すること。

4 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため、自転車については「車両」であるという大原則を踏まえ、歩行者と自転車を極力分離するよう、自転車が車道を通行するための道路空間について検討すること。

【別添】
年 月 日

(道路管理者)

歩行者利便増進道路の指定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 48 条の 20 第 1 項の規定に基づき、歩行者利便増進道路を指定したので、同条第 5 項の規定により下記のとおり公示する。

その関係図面は、令和〇年〇月〇日から、30 日間一般の縦覧に供する。

記

1. 歩行者利便増進道路の指定日
2. 道路の種類及び路線名
3. 歩行者利便増進道路として指定する区間（別紙参照）
4. 図面縦覧場所

(記載要領)

- 1 道路の種類及び路線名は該当する路線の道路台帳から転記する。
- 2 歩行者利便増進道路として指定する区間は、都道府県、市区町村及び地番等を、各道路管理者が道路区域の指定又は変更をする際の例に倣って記載するものとする。